

令和6（2024）年度 栃木県実習指導者講習会要項

1. 目的 栃木県看護師等養成所の運営に関する指導要領第8の1に定める実習指導者を養成し、看護教育における効果的な実習指導に資する。
2. 主催 栃木県
3. 実施機関 公益社団法人栃木県看護協会
4. 開催期間 令和6年6月17日（月）～9月30日（月）※詳細は別紙「日程表」参照
5. 会場 栃木県看護協会研修センター（宇都宮市吉野2-8-15）他
6. 定員 45名
7. 受講資格 (1)保健師養成所、助産師養成所、看護師又は准看護師養成所の実習施設に勤務する実習指導者の任にある者又は将来実習指導に当たることが見込まれる保健師、助産師及び看護師
(2) (1)の養成所で実習指導の任にある者
8. 科目・時間数 総時間数：180時間
基礎分野/教育の基盤に関する科目（60時間）
専門分野/看護論に関する科目（15時間）
専門分野/看護教育課程に関する科目（15時間）
専門分野/実習指導の基盤に関する科目（90時間）
9. 受講経費 (1)受講料：無料
(2)諸経費：4,500円（資料・教材等）
(3)その他：講習受講のために要する費用（図書費・交通費等）は受講者の負担とする。
10. その他 (1)講習会修了者に対して、修了証を交付します。
(2)携行品：参考図書（科目により必要と思われるもの）、自分専用のUSBメモリ。
(3)必要物品：ユニフォーム一式
のり、ラインマーカー（数色）
必携図書（受講決定後にお知らせいたします）
各自の施設で受け入れている看護師養成所の実習指導要項（持参可能な方）
(4)講義や演習時にパソコン等を使用します。
講義や演習で使用する際のPCは各グループに1台用意しております。
個人への貸出用パソコンはありませんので、各自ご用意ください。
(5)昼食は各自で用意し、ゴミはお持ち帰りください。
(6)講習会にふさわしい服装で臨んでください。

<参考>

栃木県看護師等養成所の運営に関する指導要領
第8 実習施設等に関する事項

1 実習指導者

実習指導者となることができる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者であること。

※ 実習指導者講習会は消費税の増収分を活用した栃木県地域医療介護総合確保基金を財源にした栃木県委託事業です。

※本事業につきましては栃木県議会第399回通常会議における議決を前提としています。